



# 若者被害特別相談「若者トラブル188番」を実施します（関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン）

県消費生活センターでは、若者をターゲットにした悪質商法や架空請求などの特殊詐欺被害の未然防止、早期発見を目的とした「関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン」の一環として、若者被害特別相談を実施します。

## 若者被害特別相談「若者トラブル188番」の実施

\*188番（局番なし）は消費者ホットラインの電話番号です。地方公共団体が設置する身近な消費生活相談窓口をご案内します。

下記の4か所の県消費生活センターへ、電話等によりお気軽にご相談ください。

- ・日時 令和4年1月18日（火）、19日（水） 8:30~17:00
- ・相談先

北信消費生活センター	☎ 026-217-0009	長野市大字南長野字幅下 692-2 県庁西庁舎 1階
中信消費生活センター	☎ 0263-40-3660	松本市大字島立 1020 県松本合同庁舎 4階
南信消費生活センター	☎ 0265-24-8058	飯田市追手町 2-641-47 飯田市美術博物館隣
東信消費生活センター	☎ 0268-27-8517	上田市材木町 1-2-6 県上田合同庁舎 6階

※常時若者からの相談を受け付けています

## 共同キャンペーンの一環として以下の啓発等も実施します

- 共通キャラクター「カモかも」をデザインしたポスター・リーフレットによる啓発  
高校、大学・短大等及び関係機関等へポスター・リーフレットを配布し、相談窓口の周知を図ります。
- ウェブサイトを利用した情報提供  
長野県「消費生活情報」ウェブサイト  
で関係情報の提供を行います。



<https://www.nagano-shohi.net/>

添付資料

- ・「関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン」リーフレット

## 信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

県民文化部 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係  
 （課長）笠原 隆通 （担当）北林 郁子  
 電話 026-235-7286（直通）  
 026-232-0111（代表） 内線 4802  
 F A X 026-235-7374  
 E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp